

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公表番号】特表2020-503999(P2020-503999A)

【公表日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【年通号数】公開・登録公報2020-005

【出願番号】特願2019-559267(P2019-559267)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/098 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/098

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月29日(2020.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弹性の細長いシャフト、および軸方向に互いに間隔を空け前記細長いシャフトの外側表面に固定された複数の放射線不透過性マーカー、を備える内側部材であって、複数の放射線不透過性マーカーの範囲が前記内側部材の第1の部分を画定する、内側部材と前記内側部材の少なくとも前記第1の部分に沿って前記細長いシャフトの周囲にぴったりとかつ直接接触して配置されている外側部材と、を備えるサイジングカーテル。

【請求項2】

前記外側部材の厚さが0.254mm(0.01インチ)未満である、請求項1に記載のカーテル。

【請求項3】

前記細長いシャフトは前記外側部材の前記厚さの少なくとも3倍の壁厚を備える、請求項2に記載のカーテル。

【請求項4】

前記細長いシャフトおよび前記外側部材はポリマー材料を含む、請求項1に記載のカーテル。

【請求項5】

前記細長いシャフトは放射線不透過性材料を含む、請求項1に記載のカーテル。

【請求項6】

隣接する放射線不透過性マーカー間の距離が均一であり、6.35mm(0.25インチ)から25.4mm(1.0インチ)の間である、請求項1に記載のカーテル。

【請求項7】

前記細長いシャフトの遠位端が、前記外側部材の遠位端よりも更に遠位方向に延びる第2の部分を備える、請求項1に記載のカーテル。

【請求項8】

前記第2の部分は次第に減少する壁厚を含む、請求項7に記載のカーテル。

【請求項9】

前記細長いシャフトの前記第2の部分の遠位端は、前記サイジングカーテルの遠位端を画定する、請求項7に記載のカーテル。

【請求項10】

前記細長いシャフトは、前記細長いシャフトを通って延びる管腔を備える、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項11】

最遠位の前記放射線不透過性マーカーは、前記細長いシャフトの遠位端から5.08mm(0.2インチ)未満にある遠位端を有する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項12】

前記外側部材は、前記カテーテルの近位領域で歪み緩和部材の内部に配置されている、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項13】

前記細長いシャフトは、前記外側部材の厚さより大きい厚さを有する、請求項1に記載のカテーテル。

【請求項14】

前記細長いシャフトの厚さは、0.2032mm(0.008インチ)から0.3048mm(0.012インチ)の間である、請求項13に記載のカテーテル。

【請求項15】

前記外側部材の厚さは、0.02032mm(0.0008インチ)から0.03048mm(0.0012インチ)の間である、請求項13に記載のカテーテル。